

！ご注意ください

介護報酬の請求を行っている事業所のみなさまへ

令和3年4月の介護報酬改正に伴い、令和3年4月サービス分から令和3年9月サービス分までは、基本報酬に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を加えた額が基本報酬となりました。

◆サービス事業所のみなさまへ

- 令和3年9月サービス分までは、必ず当該上乗せ分の請求を行う必要があります。
当該上乗せ分の請求を行わない場合、国保連合会の審査において返戻となりますのでご注意ください。
- 「令和3年9月30日までの上乗せ分」は限度額管理対象単位数であるため、給付費明細書の「限度額管理対象単位数」に計上します。

◆居宅介護支援事業所のみなさまへ◆

- 居宅介護支援費についても、「令和3年9月30日までの上乗せ分」について請求を行う必要があります。
- 給付管理票の給付計画単位数については、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を考慮した単位数で作成願います。
- 給付計画単位数に「令和3年9月30日までの上乗せ分」の単位数が反映されていない場合は、給付管理票との突合審査により、サービス事業所の請求が返戻もしくは査定（減額）となりますので、ご留意願います。

◆令和3年4月サービス分～令和3年9月サービス提供分までの計算方法について

- ① 1月当たりの基本報酬に0.1%を乗じた額が「令和3年9月30日までの上乗せ分」の額となります。（四捨五入。1単位未満となる場合は切り上げ）
※ただし、基本報酬に加減算を乗じた額をサービスコードとしている場合には、当該サービスコードによる1月あたりの算定単位数に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を乗じます。
- ②基本報酬に係るその他の加減算（共生型サービスにおける減算、特別地域加算、同一建物減算等）の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含めます。

③介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含めます。

④サービスコードは「令和3年9月30日までの上乗せ分」として厚生労働省がサービス種類毎に定めたサービスコードを設定してください。

例) 訪問介護⇒11-8300 通所リハ⇒16-8300
通所介護⇒15-8300 居宅療養管理指導⇒31-8300

※令和3年4月版サービスコードは、WAMNETまたは本会ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

○参考として、「令和3年4月報酬改定における介護給付費の様式記載例のパターン」を本会ホームページに掲載しましたので、併せてご確認ください。

〔参考〕

- 令和3年3月19日付厚生労働省事務連絡
「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その6）」
Ⅰ 資料10 令和3年9月30日までの上乗せ分の算定対象となる報酬について
Ⅲ 資料3 「令和3年4月報酬改定における介護給付費の様式記載例のパターン」より
- 令和3年3月31日付厚生労働省事務連絡
「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」

本参考資料の掲載先（WAMNETのURL）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=7820&ct=020050010>

宮城県国民健康保険団体連合会

介護保険課審査係

TEL: 022-222-7079

<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>